

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十六号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十三条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</p> <p>第十三条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>第三十条（略）</p> <p>一―三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第十三条第三項第二号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ハ（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（母子生活支援施設の長の資格等）</p> <p>第三十八条（略）</p>	<p>第十三条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</p> <p>第十三条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>第三十条（略）</p> <p>一―三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間</p> <p>ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間</p> <p>ハ（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（母子生活支援施設の長の資格等）</p> <p>第三十八条（略）</p>

- 一―三 (略)
 - 四 (略)
 - イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間
 - ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- 2 (略)

- 一―三 (略)
 - 四 (略)
 - イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に關する事務を含む。)に従事した期間
 - ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- 2 (略)

第五十八条 (児童養護施設の長の資格等)

第五十八条 (児童養護施設の長の資格等)

- 一―三 (略)
 - 四 (略)
 - イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間
 - ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- 2 (略)

- 一―三 (略)
 - 四 (略)
 - イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に關する事務を含む。)に従事した期間
 - ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- 2 (略)

第八十一条 (職員)

第八十一条 (職員)

- 一―四 (略)
 - 五 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員
- 2―9 (略)

- 一―四 (略)
 - 五 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員
- 2―9 (略)

第九十二条 (児童心理治療施設の長の資格等)

第九十二条 (児童心理治療施設の長の資格等)

- 一―三 (略)
 - 四 (略)
 - イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間
 - ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- 2 (略)

- 一―三 (略)
 - 四 (略)
 - イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に關する事務を含む。)に従事した期間
 - ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- 2 (略)

(業務の質の評価等)

(業務の質の評価等)

第九十五条 児童心理治療施設の設置者は、自らその行う法第四十三条の二に規定する業務

第九十五条 児童心理治療施設の設置者は、自らその行う法第四十三条の五に規定する業務

の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第百条 (略)

一一三 (略)

四 (略)

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ハ (略)

二 (略)

の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第百条 (略)

一一三 (略)

四 (略)

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ (略)

二 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長(以下この項において「乳児院等の長」という。)として勤務している者については、この条例による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。